

市民センター整備にともなう課題

項目	課題	委員のご意見	現時点での方向性
施設の条例関連			
1 休館日・開館時間	休館日・開館時間の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が使いやすいように、休館日は年末年始のみとする。 ・保守点検日以外の休館日は設けなくてよいのでは。 ・土日は開館し、平日の休館日も貸館は可能とする。 ・既存の中央学習センターの休館日・開館時間に合わせる。 ・コミュニティ活動の主体である社会人や学生が利用しやすい休日や夜間の開館が必要であり、他の多くの施設同様、年末年始のみの閉館が望ましい。 	休館日・開館時間については、既存施設と比較して利便性の低下を招かないように適切に検討を行い、当懇談会においてもお示ししていきます。
2 施設使用料及び減免	施設使用料の設定 既存施設の利用者による差異の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の3施設の利用者によって、大差があってはならない。 ・使用料は学習センター条例を準用し、市民広場及びエントランスについてはアオウゼを参考に別途検討。1時間単位とし利用効率を高める。入場料徴収の使用は3倍、減免基準は市の多くの施設の基準を準用。 	施設使用料や減免については、今後当懇談会においてもお示ししていきます。
3 条例の制定	施設設置条例の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定により、愛称を定めたり、設置目的や開館日、使用料等、所管課等を明らかにする。 	令和6年6月（または2月）の施設設置条例制定等に向けて、検討を進めていきます。
4 施設所管課	施設の所管部局・所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は貸館業務とコミュニティ事業が主となるが、商工観光関連や産学官、市民団体の連携等の調整は市長部局が望ましく、施設所管課は地域共創課を提案する。 	（仮称）市民センターの運営については、設置目的をふまえながら、効率的に管理できるように施設所管課について検討します。
5 施設の設置根拠	公の施設の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティを施設の目的として表記できるため、地方自治法上の「公の施設」と位置付けることが望ましい。 	（仮称）市民センターは、市民の福祉の増進を目的としてその利用に供する施設となることから、既存施設同様、「公の施設」と位置付けることとなります。

項目	課題	委員のご意見	現時点での方向性
6	施設設置者・許可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設でないことを明らかにし、3階会議室の有効利用のため、設置者及び許可権者を市長とし、教育委員会に職務権限の事務委任は行わない。 ・全館を学習センターにしてしまうことには、絶対反対。 	(仮称)市民センターの運営については、設置目的をふまえながら、効率的に管理できるように施設所管課について検討します。
	教育施設の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法に規定される行為の制限を考慮すると、イベント等での物販や有料の講習会、公演等の(仮称)市民センターに期待される機能が損なわれるため、市民センター全館を学習センターとすることに反対。 ・利用上の制限に関しては、学習センター枠内は他の学習センターと同様の取り扱いとし、そのほかの部分はアオウゼと同様の取扱いとしてはどうか。 	(仮称)市民センターの運営については、設置目的をふまえながら、効率的に管理できるように施設所管課について検討します。
駐車場・駐輪場関連			
8	駐車場の目的外利用に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は土日も開場し、有料化を検討。 	土・日の施設利用も想定されるため、目的外の駐車場で施設利用者の支障となることがないように、目的外利用者への対応等、今後検討していきます。
9	駐車場・駐輪場のアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場・駐輪場等とのアクセス、段差の解消。 	平面駐車場や立体駐車場、駐輪場からのアクセスについては、段差を設けずにフラットとする計画です。なお、立体駐車場にはエレベーターを設置します。
10	駐輪場の整備台数	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層も集まりやすいように、駐輪場の台数確保と自転車専用道路との連携。 	西街区内に230台分の自転車駐輪スペースを確保する予定です。自転車専用道路との連携に関しては、周辺道路の整備の課題もあるため、今後の検討課題とします。
予約方法等			
11	予約受付方法、決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の利便性を考慮し、スマートフォンなどからのインターネット予約だけでなく、電話や窓口での予約受付を継続。 ・Web予約+他の公共施設の予約確認・予約可能なシステムが望ましい。 	利用者の利便性向上や貸館業務の効率化のため、インターネットでの予約受付は導入する方向で検討していますが、ICTを普段利用しない方のために、当面的間窓口や電話での予約受付も並行して行うことを検討します。また、インターネット上でのオンライン決済やキャッシュレス決済等の導入についても検討します。

項目		課題	委員のご意見	現時点での方向性
12	予約時期及び優先予約	不特定の利用者の予約開始時期 学習センターの登録団体の予約時期等	・不特定の利用者（市民会館等の利用者）を想定すると、1年～6か月程度前からの予約が望ましいが、別に学習センター枠を設け、1か月前の予約及び抽選等での予約を行う。	地方自治法244条の公の施設の使用許可に関する順守事項のうち『不当な差別的取り扱いの禁止』の趣旨等も踏まえながら、今後予約時期や優先予約等の考え方などについて検討していくとともに、当懇談会においてもお示ししていきます。
利用者への周知等				
13	若年層の利用促進	利用者層の偏りの解消	・市民センターの周辺も含め、青少年が集えるものを設け、世代間交流・市民の憩いの場となる工夫。	学生の利用も想定し、個人学習スペースなどを設けていますが、委員の皆様のご意見も伺いながら、幅広い年代の市民が集う施設となるように努めていきます。
14	施設の基本的な理念の周知	市民のために存在する施設であることのPR	・市民第一主義を施設の根本理念とし、市民に愛される施設であることをPRしていくべき。	市民利用が中心の施設であることを踏まえた、条例の制定や、施設のPR等に努めていきます。
既存利用者の取り扱い				
15	既存施設の機能の承継	既存の各施設の機能の(仮称)市民センターへの引き継ぎ方	・現在の市民会館・敬老センター・中央学習センターのそれぞれの取り扱いをそのまま引き継ぐ。どう周知させるかが課題。	異なる取扱いをすることで利用者の混乱を招く可能性があるため、利用者にとってわかりやすく、統一性のある制度、利用方法となるように検討します。
16	登録団体の取扱い	利用団体連絡協議会の会費及び公民館総合保障保険料の徴収	・利用団体連絡協議会に登録した際の会費徴収はやめるべき。また、公民館総合保障制度の保険料を利用団体の会費より払っていることに対しても疑義がある。	各学習センターの実態把握を行いながら、保障制度への加入や登録団体の会費の在り方等について検討します。
17	既存施設廃止の周知	既存施設の廃止に関する周知		中央学習センターについては、これまで利団連の役員会等で(仮称)市民センターへの機能移転を説明してきましたが、改めて利用団体の総会等で周知していきます。 市民会館・敬老センターにつきましては、町内会回覧により近隣住民への周知を図るとともに、館内への広報の掲示等により、利用者への周知を図っていきます。
施設の利用方法に関すること				
18	飲食・飲酒可能な部屋	飲食・飲酒が可能な部屋	・町会の総会や敬老会等で使用するため、ホールを含め飲食可能なスペースを数多く確保する。	飲酒については、指定した場所でのみ可能とし、他の利用者の迷惑とならない範囲で時間をずらしたりしながら、皆さんで利用していただきたいと考えています。

項目	課題	委員のご意見	現時点での方向性
施設管理関連			
19 運営の主体	運営の主体 直営・市民との共創の視点	・中央学習センターは既に市民との共創の視点・機能も十分有していることから、直営であるべき。	地区学習センターの指導統括や市・県北の社会教育・生涯学習をリードしていく立場として、さらには地域のコミュニティ形成や課題解決、生涯学習の推進についても地域との共創の視点を踏まえながら、引き続き市で運営を行っていきたいと考えています。
20 学習センターによる管理	学習センターが管理することについての問題点	施設全体を学習センターが管理することは、以下の理由により反対。 ①公民館活動（自主事業）を行う人員以外に貸館業務の人員配置が必要 ②学習センター館長が施設を管理すると、他の地区館と利用形態が異なり、不信感につながる ③他の地区館との相違点が多く、指導的役割に支障をきたす。 ④開館時間、休館日等を考慮すると人員増や時間外勤務手当が増加 ⑤市民広場やエントランスの活用には商工部門や市民団体との連携が必要で、教育委員会が担うのは容易でない	複合施設という点で、(仮称)市民センターと地区学習センターでは差異が生じることが考えられますが、複合化後、中央学習センターとして地区館の指導・統括や社会教育・生涯学習を牽引する役割は、今まで以上に強化をしていきます。 また、中央学習センター機能を損なわないような人員配置等についても、今後検討していきます。 市民広場やエントランスの取扱い（管理、活用等）については、今後の検討課題と考えています。
21 貸館の管理	貸館の管理を担う主体	・中央学習センターの機能と貸館業務を区別し、貸館は外部委託を検討する。	貸館については効率性や貸出基準の統一性、指定管理のメリットを生かせないことなどの理由により、市の直接管理が最も効率的であると考えています。また、ICT等の活用により貸館業務に係る負担を今後大幅に縮小・軽減できる可能性があると考えています。
22 安全対策	高齢者や障害のある方などの安全対策	・車いすや足腰の弱い方にやさしい施設の整備。監視カメラ等により死角を作らないような設備の配置。	(仮称)市民センターは、高齢者、障がいのある方、乳幼児連れの方などあらゆる方にとって利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本として設計しています。また、1階～3階の廊下部分や、駐車場などを中心に敷地内に多くの施設管理カメラを設置し、セキュリティ対策や、できる限り死角が生じないような設計としています。
23 災害時の受け入れ態勢	災害時、避難所として利用する際の受け入れ態勢	・災害発生時に避難所として利用する場合の受け入れ態勢の整備が重要。	(仮称)市民センターは、教育委員会による直接運営となるため、災害時には、避難所としていち早く対応することが可能となります。

項目		課題	委員のご意見	現時点での方向性
24	使用状況の改善	各諸室の利用状況のモニタリングと改善への反映	・AI技術を活用し、各諸室の利用実態、利用属性を把握し、改善につなげる。また、デジタルサイネージ等を活用し、利便性の向上と幅広い市関連情報の提供を行い、利用促進を図る。	予約システム等の導入、活用により、利用実態や属性などの把握を行うことができるように検討を行います。また、1階エントランス等のデジタルサイネージなどを活用しながら、幅広い情報の提供を行い、利用促進につなげていきたいと考えています。
施設の維持保全				
25	保全費用	膨大な維持・保全費用に対応するための計画的なメンテナンス費用の準備	・中長期保全計画の作成による計画的な予防保全体制の構築。包括管理業務委託の導入や民間企業とのタイアップ等による、最新メンテナンス技術やDXの活用、専門的機械設備の保守管理等の導入も検討。	公共施設等総合管理計画 個別計画により、施設の保全方針を定めるとともに、公共施設マネジメントシステム等を活用した、ライフサイクルコストの試算と計画的な予防保全に努めます。包括管理業務委託や民間企業とのタイアップについては、調査検討を行います。
施設整備面の課題				
26	内装	シンプルで調和の取れた内装	・シンプルで調和のとれた、次世代に託せる品格の内装。	内部仕上げ等につきましては、市民利用にふさわしい、調和のとれたものとなるように検討します。
27	オープンスペース	誰もが自由に立ち寄れるオープンスペースの設置 オープンスペースの利用規定の策定	・幼児から高齢者まで自由に立ち寄れる、集える自由空間の整備。 ・落ち着いた言葉を交わせるような「ひと休み処」創出のための利用規定の策定。	1階エントランスホールに配置する椅子等については、カフェ利用の有無にかかわらず、誰もが自由にくつろいでいただけるスペースを想定しており、共生社会実現協議会が運営するカフェや、スペース内の展示等も含めて、あらゆる世代や障がいのある人、ない人など、すべての方に利用・交流していただける共生社会実現スペースとします。また、そうした空間を作るためのルール作りについても、今後検討していきたいと考えています。さらには、小ホール脇（2階部分）などには、学生の皆さんにもご利用いただける個人学習スペース等も設置します。
28	部屋の案内表示板	分かりやすい表示板の設置	・高齢者にもわかりやすく、迷路にならない安全・安心な表示。	できる限りわかりやすいサイン表示を行っていきたいと考えています。また、検討にあたっては、「UDにおける意見交換会」などからもご意見をいただきながら進めていきます。
29	音響	各部屋の音響	・音の通りが良いようなスピーカーの位置、向きなどの確認。	大ホールや小ホール、比較的規模の大きな講義室や会議室には、マイク等の音響設備を設置しますが、効果的なスピーカーの位置や向きなど、十分に検討します。

項目	課題	委員のご意見	現時点での方向性	
その他				
30	利用者向けガイドブック	利用者向けガイドブックの作成	・施設の概要、設備、利用目的等利用者向けのガイドブックの作成。	施設利用者向けに、わかりやすい案内に努めるとともに、ガイドブック等の作成を検討します。
31	古関メロディの活用	本市のシンボルである古関メロディの活用	・古関メロディがいつでも流れてくる施設・地域であって欲しい。	名誉市民である古関裕而氏を身近に感じられるような施設内放送について、今後検討していきます。
32	職員の資質向上	拓かれた庁舎となるために、職員の市民にやさしい対応	・職員による市民にやさしい対応、人材育成。	これまで同様地域とのコミュニケーションを大切にしながら事業を進めていくとともに、生涯学習・社会教育を推進していくための職員の資質向上等にも取り組んでいきます。
33	中央学習センター運営審議会	運営審議会の評価に関し、(仮称)市民センターと他の地区館の取扱いの違い	・運営審議会の評価について、中央学習センターに市民センター特有の運用を強いるようなことは避けるべきである。	運営審議会は、学習センターの運営を地域住民と一体となって実施するための機関であり、これまで同様、地域の将来を担う重要な意味を持つ組織としての運営を行います。
34	備品について	(仮称)市民センターの備品の選定方法と既存施設の備品の取扱い		既存施設の備品に関して、問題なく使用できる椅子や机については、(仮称)市民センターにおいて活用します。それらをどの部屋に配置するかや、新たに購入するものについては、今後調査・検討を進めます。
35	浜田町・春日町線の通行止めについて	本庁舎と(仮称)市民センター間の市道通行止め期間及び周知時期		共同溝施工期間及び連絡通路施工期間の中で通行止めを予定しておりますが、施工事業者と市で、工法を含め協議中のため、詳細が決まり次第、周辺の皆様を含めて周知を図ります。
36	ふくしまらしい施設の整備	懇談会において委員より意見のあった「ふくしまらしさ」の表現方法		エントランスホールの壁面等へのグラフィックなどによりふくしまらしさを表現できないか検討しておりますが、委員の皆様のご意見も伺いながら進めていきたいと考えています。